

令和5年9月1日以降において静岡県が発注する職業訓練業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

静岡県知事 川勝平太

1 業務種目

競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）の業務種目名は、次のとおりとする。

業務種目
パソコン操作講習
会計簿記講習
ビジネス資格・マナーに関する講習
医療事務に関する講習
造園・園芸に関する講習
農業に関する講習
建設業に関する講習
広告デザインに関する講習
観光業に関する講習
介護職員養成に関する講習
運送業に関する講習

2 申請の方法

(1) 申請の時期

ア 定期審査

令和5年6月26日から令和5年7月7日まで（必着）とする。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付を行わないものとする。

イ 追加の資格審査

令和5年7月10日以降 随時

(2) 申請に対する照会先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課 電話 054-221-2822

(3) 申請書類

ア 職業訓練業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 知事が別に定める営業概要書

ウ 知事が別に定める使用印鑑届

エ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては確定申告書の写し。以下「計算書類等」という。）

オ 法人にあっては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあっては印鑑証明書

カ 最近1か年における消費税及び地方消費税について滞納のないことを証する納税証明書

キ 最近1か年における都道府県税（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税）について滞納のないことを証する納税証明書

ク 営業に関し、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合は、その許認可等を得ていることを証明する書類の写し

ケ その他知事が指示する書類

(4) 申請書類の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概要書、計算書類等及び使用印鑑届は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

(5) 申請書類の入手方法

静岡県のホームページからダウンロードすること。

【HPアドレス】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1041877/index.html>

(6) 申請書類の提出方法及び提出先

ア 提出方法

申請書類は、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。ただし、押印を要する書類及び原本の提出が必要な書類は、郵送又は持参により提出すること。また、2(3)イに定める営業概要書のうち役員等名簿は電子メールで提出すること。

イ 提出先

(7) 郵送の場合

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課職業能力開発班

電話 054-221-2822

(8) 持参の場合

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階 職業能力開発課職業能力開発班

(9) 電子メールの場合

職業能力開発課メール syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

3 競争入札参加資格の申請ができない者

次のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格の申請ができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 営業に関し法令上必要とされる許認可等を得ていない者

(3) 申請書提出日において継続して同一の事業を営んでいる年数が2年未満であり、かつ、直近決算期の決算が確定していない者

(4) 消費税及び地方消費税、都道府県税の租税を完納していない者

(5) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 競争入札参加資格及びその審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認定された者とする。

(1) 経営状況

(2) 業務種目

5 資格審査結果の通知

「競争入札参加資格審査結果通知書」により通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

ア 定期審査において申請した場合の資格の有効期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までとする。

イ 令和5年9月1日以降に申請した場合の資格の有効期間は、資格を認定した日の翌日から令和8年8月31日までとする。

(2) 資格の更新手続は、次の定期の資格審査において行うものとする。